

安芸市ふるさと納税支援等委託業務 公募型プロポーザル公募要領

1. 目的

この実施要領は、安芸市ふるさと納税支援等委託業務（以下、「本業務」という。）を委託するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

本業務は、安芸市ふるさと納税におけるふるさと納税ポータルサイトの管理運営や返礼品の受発注管理業務、返礼品協力事業者及び配送事業者への対応などの業務を委託し、一体的に管理することで効率的なふるさと納税業務の運営を目指すとともに、新たな返礼品や特産品の開発、効果的なPRを通じ、安芸市への寄附金額の拡大及び地域産業の活性化を目指すものである。

本業務の受託者の選定にあたっては、幅広い事業者の中から価格のみではなく、業務実績、専門性、技術力、企画力等を総合的に判断して最適な受託者を決定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

安芸市ふるさと納税支援等委託業務

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 提案上限額

194,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（単位：千円）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
想定寄附件数	22,580	29,030	32,250	83,860
想定寄附金額	350,000	450,000	500,000	1,300,000
提案上限額 13.5%+税	52,000	67,000	75,000	194,000
(提案上限額の内訳)	委託料（想定寄附額の6.5%+税）			
	配送料（想定寄附額の7%+税）			

※寄附金額及び寄附件数等の増減により委託料は変動する。

※提案上限額は公募型プロポーザルにおける見積比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。

※「配送料」については、返礼品の性質、形状、サイズ等に照らし適切と判断した配送方法に応じた配送事業者所定の料金とするため、配送事業者との契約内容に応じて変更する可能性があるが、公募型プロポーザルにおける見積では想定寄附金額の7%に消費税及び地方消費税を加算した金額の範囲とする。見積書には想定寄附金額の7%に消費税及び地方消費税を加算した金額の範囲の経費を計上すること。

3. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格は、次の要件をすべて満たしている者とする。

なお、本プロポーザルは業務が多岐に渡ることから、多様な企業の参加を募ることを目的として、共同企業体の参加も認めるものとする。共同企業体の場合はその全ての構成員が次に掲げる事項を満たすものでなければならない。また、共同企業体の構成員は、本提案にあたり同時に2以上の共同企業体の構成員となること、及び、単体企業として提案することはできないものとする。

- (1) 参加申込書の提出日時点において、安芸市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録されていない場合であっても、参加申込書提出の際に、次に掲げる書類の写しを提出するときは、このプロポーザルに限り参加できる。
 - ① 登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書(法人)
 - ② 身分証明書(個人)
 - ③ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)等(法人及び個人)
 - ④ 許認可証等(法人及び個人)
 - ⑤ 法人にあっては、直近年度の国税(法人税と消費税及び地方消費税)、都道府県税(事業税及び都道府県税)、市町村税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
 - ⑥ 個人にあっては、直近年度の国税(申告所得税と消費税及び地方消費税)、都道府県税(事業税及び都道府県税)、市町村税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
- (2) 安芸市の指名停止基準に基づく指名停止を、本プロポーザル募集公告の日から受託候補者の選定までの間において受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(令和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(令和11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 直近年度の国税(法人税及び消費税)、都道府県税(事業税及び都道府県税)、市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、又はその構成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上運営に影響が及んでいないこと。
- (8) 直近3年間において、地方公共団体又は発注した本業務と同種又は類似業務の実績があること。
- (9) 令和7年7月1日までに本市内に営業所を設け、担当者を3名以上常駐(うち、1名以上は6ヵ月以上の経験者の配置に努めること。)させ、十分に連絡調整ができる体制を整えること。
- (10) 見積額が提案上限額(13.5%に消費税及び地方消費税を加算した金額)の範囲内であること。

4. 実施スケジュール

1	公募開始	令和7年4月1日(火)
2	質問書提出期限	令和7年4月9日(水) 午後5時15分まで
3	質問に対する回答	令和7年4月14日(月)
4	参加申込書提出期限	令和7年4月17日(木) 午後1時まで
5	参加資格確認結果の通知	令和7年4月23日(水)
6	企画提案書等提出期限	令和7年5月1日(木) 午後5時15分まで
7	審査(プレゼンテーション)	令和7年5月12日(月)(予定)
8	審査結果の通知	令和7年5月15日(木)
9	契約の締結	令和7年5月27日(火)
10	業務開始日	令和7年7月1日(火)

5. 質問及び回答

- (1) 質問方法: 「質問書(様式1)」により、電子メールにて受け付ける。
メールアドレス: furusato-aki@city.aki.lg.jp
メール送信後、商工観光水産課 0887-35-1011へ連絡すること。
- (2) 受付期間: 令和7年4月1日(火) から4月9日(水) 午後5時15分まで
- (3) 回答方法: 令和7年4月14日(月) までに安芸市ホームページ上にて回答を行う。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式2)
- ② 会社概要(様式3)
- ③ 業務実績調書(様式4)
- ④ 共同企業体協定書兼委任状(様式5)

共同企業体で応募する場合は提出すること。

※共同企業体で応募する場合は提出書類のうち②～③の様式について共同体を構成する各事業者分を提出すること。

(2) 提出期限: 令和7年4月17日(木) 午後1時まで

(3) 提出方法: 商工観光水産課へ持参または配達記録が残る方法での郵送とする。

※持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、4月17日(木)は午後1時までとする。

※郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出先: 〒784-8501 高知県安芸市土居82-1

安芸市役所 商工観光水産課 担当: 徳廣

(5) 参加資格の確認及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により令和7年4月23日(水)に申込者へFAXにて通知する(原本については後日郵送)。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面にてその理由について説明を求めることができる。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

※原本には社名を記載し、副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式6） 原本1部、副本6部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部

ア 業務責任者調書（様式7）

イ 工程表（様式8）

ウ 参考見積書（様式9）

参考見積書とともに積算内訳書も提出すること。

エ 企画提案書（任意様式）

※A4判横、片面印刷30枚以内とすること。

※ページ番号を付すこと。

※文字は注記等を除き、原則として10.5ポイント程度以上の大きさとする。

※作成にあたっては、別紙「公募型プロポーザル審査要領」に規定されている別表「評価基準」の各評価項目に沿った内容とすること。

なお、以下の項目については、提案内容に必ず盛り込むこと。

- 導入するシステムの概要について
- 個人情報漏洩の防止策やセキュリティ管理体制について
- 返礼品の掲載ページのイメージについて
- 自社の優位性について
- 新規寄附者やリピーターを獲得する手法について
- 市、寄附者、返礼品を提供する事業者（以下「協力事業者」という）、受注者間で発生する申込情報や寄附金、返礼品及び書類の発送等、業務全般のフロー図（各業務に要する日数等も記載すること）
- コールセンター等を有する場合は、その営業日及び営業時間について
- 問い合わせや苦情、事故等が発生した際の対応方法や組織体制について
- 協力事業者との連携体制について（返礼品に関するアドバイスや発送業務のサポート等）
- 事務委託費や配送料等、経費を抑えるための工夫や努力
- 寄附金受領証明書の発送業務の効率化や経費の見直し、リピーターの増加につながる具体的かつ効果的な提案について
- 本市内に本委託業務を行う事業所等を設置した際に、その他地域経済の活性化を図る取組みがある場合はその内容

その他上記にとらわれず、寄附の増加や市の魅力発信等につながる独自提案を自由に提案すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和7年5月1日（木）午後5時15分までとする。

②提出方法：商工観光水産課へ持参または配達記録が残る方法での郵送とする。

※持参の場合は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は提出期限までに必着とする。

③提出先：〒784-8501 高知県安芸市土居82-1

安芸市役所 商工観光水産課 担当：徳廣

④ 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

8. 審査

- (1) 実施日：令和7年5月12日（月）【予定】
- (2) 審査方法等：別紙「公募型プロポーザル審査要領」のとおりとする。

9. 受託候補者との協議

受託候補者は、本市と仕様及び価格等の細目について協議をするものとする。この場合に、本市は必要に応じて受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、受託候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行うものとする。

10. 契約締結

受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で契約を締結する。

11. 失格事項

次に該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報で参加者が非公開を希望する場合は、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を、「情報公開を希望しない届出書（様式10）」により事前に提出しておくこと。

公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

12. 問合せ先

〒784-8501 高知県安芸市土居82-1

安芸市役所 商工観光水産課 商工観光係 担当：徳廣

電話番号：0887-35-1011 FAX：0887-35-8113

E-mail：furusato-aki@city.aki.lg.jp

URL：http://www.city.aki.kochi.jp/